

宮城地方最低賃金審議会 様

全労連・全国一般 宮城一般労働組合
執行委員 菅野 和美

意見陳述書

昨年12月の第168国会で最低賃金法が39年ぶりに改正され、この7月1日より施行されました。

改正最低賃金法では、「労働者の生計費を考慮するにあたっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことが出来るよう、生活保護に係わる施策との整合性に配慮するものとする」と明確に規定されました。

残念ながら金額は明記されませんでした。政府は国会で、「最低賃金は、生活保護基準を上回るべきである」と再三にわたり答弁しています。これは働いている人が得る最低賃金が、働いていない人を前提としている生活保護基準より低いという「逆転現象」を解消することを明確にした、最低生計費重視の姿勢を示すものだと思います。

しかし、生活保護基準の額を設定するにあたって、どの級地を適用するかですが、一部にその県の最も低い級地を適用するようとの主張があります。つまり生活保護基準額の設定は「3級地の2」にせよということになります。

しかし、全国の県庁所在地の級地は「2級地の1」以上の水準であり、生活保護利用者数は2級地の1以上では全体の74.6%、4分の3を占めています。そうした意味からも県内で一番金額の高い県庁所在地の級地を適用しないと、生活保護基準額を下回る労働者が多く出てしまい、「生活保護基準額と最低賃金の逆転現象を解消する」という法改正の主旨を生かすことが出来なくなってしまいます。

私たちは「労働者の大多数が就労している県庁所在地周辺の級地を適用すべき」と主張していますが、それは、いま述べた考え方のうえに立ったものです。当審議会で配布された資料でも、7割近い労働者が仙台労働基準監督署管内に就労していることが示されています。ちなみに、仙台市は「1級地の2」であり、私たちの考える基準で計算すると時給1,161円となり、現行の最低賃金とは大きな開きがありますので、大幅な引き上げが求められます。

また、改定最賃法では、最低賃金の決定にあたっては、比較対象となる労働者を「類似の労働者」から「地域における労働者の賃金」と規定し、地域最賃額をその地域の一般労働者の生計費により近くなるよう求めています。最賃法が改定された現在でも、従来から主張されている「支払能力」論に固執するのは、改定最賃法の主旨に反するものだと思います。

6月20日に行われた「成長力底上げ推進円卓会議」では5年間の最賃引き上げ目

標について、生活保護基準を下回らないこと。小規模事業所の高卒初任給を下回らないこと、などが合意されたと報道されています。小規模事業所の定義については意見が分かれたため明記されていませんが、相も変わらず、地域最賃を出来るだけ低く抑えるために、対象事業所規模を20人以下にするようにとの主張があります。

私たちは、ワーキングプアをなくすため、社会問題になっている地域格差の是正、公正取引ルールの確立、中小企業振興などの政策課題を政府に求めていくことが重要だと考えています。その土台となるのが最低賃金であり、最低賃金の大幅引き上げは私たちだけがただ一方的に主張しているものではなく、今の情勢が最賃審議会に強く要請しているものなのです。

宮城一般労働組合は、7,400名の組合員のうち、約8割がパートタイマーなどの非正規と言われる組合員で構成されているという特性もあって、これまで最低賃金の課題を一貫して重視し、県労連や春闘共闘と協同して運動に取り組んできました。

私たちが16年にわたり取り組んできた宮城の最賃での生活体験では、現行最賃ではとても生活できるものでありませんでした。昨年11月の生活体験で初めて「時給1,000円コース」を設定して生活体験をしてみましたが、挑戦した2名は切り詰めた生活ではありましたが、何とか設定金額以内で生活することができました。

こうした体験からも、「時給1,000円」は、何とか最低生活ができる水準であることが私たちの共通認識になりました。この認識は私たちだけでなく、全労連をはじめ労働界の一致した認識となり、時給1,000円は国民的な要求になっています。時給1,000円の実現こそ、改正最低賃金法の主旨に合致した金額だと思います。

当審議会におかれましては、こうした私たちの実体験に裏付けられた主張を正面から受け止め、真剣なご審議をしていただくようお願いいたします。